

令和5年度 粕屋町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であります。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要になります。

こうした中、障害者就労施設等からの物品等の調達を更に推進するため、平成25年4月1日から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」）が施行されることとなり、地方公共団体は、毎年度、物品等の調達方針を作成するとともに、調達方針に即した調達を実施し、その実績を公表することとされています。

本町では、調達方針に基づき全庁的に障害者就労施設等への優先的な物品等の調達に取り組めます。

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成する。

2 適用範囲

この調達方針は、全ての町機関（出先機関を含む。）に適用する。

3 調達の対象となる施設及び物品等

この調達方針の対象となる施設は、その所在地が福岡県内にある障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。また、調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が提供できる全ての物品等とする。

4 令和5年度調達目標

前年度実績を基準目標とし、それを上回るよう努める。

【参考】 令和4年度実績額 2,111,144円

5 調達の推進方法

- (1) この調達方針の担当課は介護福祉課とし、障害者就労支援施設等が提供可能な物品等又は役務の提供などについて情報を収集し、各課等に提供する。
- (2) 各課等は、障害者就労施設等への発注が前年度実績を上回るよう、発注可能なものについて積極的に発注する。
- (3) 各課等は予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定及び粕屋町財務規則等に基づき障害者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、当該年度終了後、遅滞なく公表する。

7 調達推進体制

この方針に関する担当窓口は、介護福祉課とする。調達方針や目標を設定し庁舎内の調達推進に取り組むものとする。